

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）
分担研究報告書

ケアマネジャー向け住宅改修の研修実態—全国都道府県・政令指定都市アンケート調査—

分担研究者 養輪 裕子（聖徳大学短期大学部専任講師）
分担研究者 中 祐一郎（名古屋女子大学教授）
主任研究者 鈴木 晃（国立保健医療科学院健康住宅室長）
研究協力者 佐藤 由美（市浦都市開発建築コンサルタンツ）
研究協力者 内藤 香（市浦都市開発建築コンサルタンツ）

要旨 本研究では主に、全国の都道府県および政令指定都市のケアマネジャー向けの住宅改修研修の実態を把握することを目的としている。また、その他の専門家や一般向けの住宅改修研修の実態および住宅改修の質の向上に関わる単独制度の実態についても把握した。郵送によるアンケート調査の結果、多くの自治体がケアマネジャーの現任研修やその他向けの研修で住宅改修研修を行っていた。しかし行っていない自治体もあり、取り組み状況に格差が生じている。また研修内容は大人数での座学が中心であり、時間数は1.5～3時間を中心として1時間未満から12時間まで幅があった。今後は効果的な研修内容について、さらに詳細な調査分析を継続する予定である。

1. 目的

ケアマネジャーのための主な研修としては、実務研修と現任研修がある。実務研修は新任のケアマネジャーが受講するもので、テキストがあり研修内容がほぼ定められているが、実務についているケアマネジャーのための現任研修の内容はそれぞれの地域で異なっており、その実態は明らかでない。またその他にも地域ごとに様々な研修を行っていると考えられる。そこで本研究では、全国の都道府県および政令指定都市のケアマネジャー向け住宅改修研修の実態と、その他の専門家や一般向けの住宅改修研修および住宅改修の質の向上に関連する制度等を把握することを目的とする。

2. 方法

都道府県および政令指定都市に対して郵送によるアンケート調査を行った。アンケートは平成15年10月、11月に発送および回収したもので、発送件数60件、回答数41件（回答率68.3%）である。返送のあった自治体および、回答内容の概要を表2にまとめて示す。

3. ケアマネジャーの実務研修と現任研修

ケアマネジャーになるには、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、6日間の実務研修をすべて受講する必要がある。この試験は厚生労働省の「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」に基づき各

自治体が実施するもので、全国一斉に毎年1回行われている。また実務研修は試験の合格者を対象に、各都道府県が同一のテキストを用いてそれぞれの地域で行っている。このテキストでは住宅改修に関する部分は基本事項に限られるが、厚生労働省の平成14年度予算では、実務研修で「福祉用具・住宅改修の活用」等のカリキュラムを導入した場合に補助を行っており、地域により積極的に実施していることも考えられる。

また現任研修は、ケアマネジャーとしてすでに実務についている者がさらにスキルアップするために受ける研修で、やはり厚生労働省の「介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づき行われる。実施主体は都道府県又は都道府県知事の指定した法人とされている。定められたテキスト等はないが、現任研修の内容についてはここ数年、その効果的なあり方が模索されており、「介護支援専門員現任研修カリキュラム等に関する研究委員会（平成13年度）」が設置され長寿社会開発センターから報告書が出されている。これを受けて、平成15年度には実施要綱が改正され、研修内容等が示されている。ここでは住宅改修等については特に触れられていないが、基礎研修課程（概ね18時間うち講義6～9時間、演習9～12時間）、専門研修課程（概ね12時間うち講義0～3時間、演習9～12時間）の実施に対する予算が計上されており、今後さらに現任研修の量・質の充実が図られようとしている。そのほか各自治体が独自に主催しているケアマネジャーのための研修も存在している。

4. 調査の結果

1) 住宅改修研修の実施状況（表1.2）

ケアマネジャーの現任研修で住宅改修に関連する研修を行っているのは、23/32都道府県である。7割以上が実施しているが、すべての都道府県で行われている訳ではない。また政令指定都市でも県とは別に現任研修を行い、住宅改修関連の内容を扱っているところが3/9市ある。一方、ケアマネジャー以外を対象とする研修で、住宅改修に関連する内容の研修を行っているのは、27/32都道府県であり8割を超えている。政令指定都市では6/9市が行っている。これらの「ケアマネジャー向け」および「その他向け」の住宅改修研修のうち、両方を実施しているのが19都道府県（および1政令市）、「ケアマネジャー向け」のみ実施しているのが4都道府県（および2政令市）、「その他向け」のみ実施しているのが8都道府県（および5政令市）である。両方とも実施している場合が多いが、いずれか片方の場合は「その他向け」の研修が行われているほうが多い。

地方別の状況を見ると、返送状況は北陸地方がもっとも良く、東北地方、関東地方、関西地方がやや少ないが、取り組みの状況もやや地域性が見受けられる。九州地方は返送のあったすべての県（6/6県）が両方の研修を行っており、積極的に取り組まれている。中国地方、関西地方は4/4府県とすべてが「ケアマネジャー向け」研修を行っており、3/4府県とほとんどが「その他向け」の研修も行っている。北陸地方、中部地方は逆に、4/4県とすべてが「その他向け」研修を行っており、2/4県と

表1 地方別の住宅改修関連研修等の状況

地方名	都道府県数	返送数	① 現 任 研 修 で 住 宅 改 修 あり	② ケアマネジャー 以外 の 研 修 であり	① ② 両 方 実施	① の み	② の み	アドバイザー、施工業者の登録等(注1)
東北	7	4	2	3	2	0	1	ア1
関東	7	3	2	1	0	2	1	ア1他1
北陸	4	4	2	4	2	0	2	ア2施1
中部	5	4	2	4	2	0	2	ア1他1
関西	7	4	4	3	3	1	0	ア1施1
中国	5	4	4	3	3	1	0	ア1
四国	4	3	1	3	1	0	2	0
九州	8	6	6	6	6	0	0	ア2施1他1
小計	47	32	23	27	19	4	8	ア10施3他3 (含予定)
政令市	13	9	3	6	1	2	5	ア2施3(含予定)
合計	60	41	26	33	20	6	13	ア12施6他3(含予定)

ア：アドバイザー制度、施：施行者の登録、他：その他

半数が「ケアマネジャー向け」研修を行っている。研修への取り組み方は相互に近県の様子を参考にするとおわれ、やや地域により取り組み状況に差が生じている。

2) 研修の担当部署 (表3、4)

ケアマネジャーの現任研修を担当する部署は、各都道府県の介護保険担当部署が多い。そのほか北海道、岡山県、熊本県では地域ごとにそれぞれ道立保健所や地方振興局などが担当する形で行っている。社会福祉協議会の関連組織としては、兵庫県社会福祉研修所、鳥取県福祉人材センター、大分県社会福祉介護研修センターがある。そのほか独自に研修等を行う機関を設立あるいは他機関に委託している所があり、長野県介護センター、広島県シルバーサービス振興会、佐賀県介護保険事業連合会、神戸在宅ケア研究所、鹿児島県医師会などが研修を行っている。

ケアマネジャー以外の専門家や一般向けに住宅改修関連の研修を行っている部署・機関は、介護実習普及センター、高齢者総

合相談センターのほか、独自の名称の介護関連機関を設立している地域も多数ある。山形県介護学習センター、富山福祉カレッジ、なごや福祉用具プラザ等、様々な普及啓発活動を行っている様子が見える。

3) 研修時間、形式など (表3、6)

研修の時間数は45分～12時間まで様々である。1時間30分～3時間程度がもっとも多く、長いものとしては大分県12時間、静岡県6時間、広島県5時間などがある。しかし、厚生労働省が今後推進しようとしている、基礎研修課程約18時間、専門研修課程約12時間と比較すると、いずれも少ない時間数の研修となっている。

研修の形式は、回答を見るといずれも座学で講義形式が中心であるが、岡山県など中には演習を含む所もあると思われる、さらに詳細な調査が必要である。参加人数は、神戸市が1回40名としているほかはいずれも100名以上が参加しており、大人数での研修となっている。また複数会場で行っていることを明記した自治体は少ないが、

表2 都道府県・政令指定都市の住宅改修関連研修等の状況

NO	都道府県	返送状況	1 ケアマネの 現任研修で住 宅改修研修を 行っている	2 ケアマネ以 外の住宅改修 研修	3 住宅改修の 質の向上につな がる単独制度 (注1)	4 住宅改修関 連の展示・体験 コーナー	5 住宅改修に 取り組む民間の ネットワーク
1	北海道	○	○	○			○
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県	○					
5	秋田県					○	
6	山形県	○	(去年まで実務 研修で実施)	○			
7	福島県	○	○	○	ア	○	
8	茨城県						
9	栃木県						
10	群馬県	○		○	ア	○	
11	埼玉県						
12	千葉県	○	○				○
13	東京都	○	○		他		
14	神奈川県						
15	新潟県	○	○	○			
16	富山県	○		○	ア	○	
17	石川県	○	他	○	ア施	○	○
18	福井県	○	○	○		○	
19	山梨県	○		○	他	○	○
20	長野県	○	○	○	ア	○	○
21	岐阜県						
22	静岡県	○	○	○		○	○
23	愛知県	○		○			
24	三重県						
25	滋賀県						
26	京都府	○	○				
27	大阪府	○	○	○	施	○	○
28	兵庫県	○	○	○	ア	○	
29	奈良県	○	○	○		○	
30	和歌山県						
31	鳥取県	○	○	○	ア	○	
32	島根県	○	○	○			
33	岡山県	○	○				
34	広島県	○	○	○		○	
35	山口県						
36	徳島県	○	他(資料提供)	○		○	
37	香川県	○	○	○		○	
38	愛媛県	○		○			
39	高知県						
40	福岡県	○	○	○	ア	○	
41	佐賀県	○	○	○		○	
42	長崎県						
43	熊本県	○	○	○		○	
44	大分県	○	○	○	他(予定)	○	
45	宮崎県	○	○	○		○	
46	鹿児島県	○	○	○	ア施	○	○
47	沖縄県						
48	札幌市	○					
49	仙台市		○	○	施		○
50	千葉市						
51	さいたま市	○		○			
52	横浜市	○		○	施	○	
53	川崎市	○					
54	名古屋市	○		○		○	
55	大阪市	○	○			○	
56	京都市						
57	神戸市	○	○		ア	○	
58	広島市	○		○	施(予定)		
59	福岡市	○		○	ア	○	
60	北九州市						

(注1)ア:アドバイザー派遣等 施:施工業者の研修登録等 他:その他

表3 ケアマネジャーの現任研修で住宅改修研修を行っている自治体 (注1)ある 2検討中 3ない 4わからない 5その他

自治体	現任研修を担当する機関・部署の名称	電話番号	実施年度	時間数	形式	参加人数	テーマ	備考(現任研修の担当講師)	その他の住宅改修研修の有無(注1)
1 北海道	各道立保健所で実施		H14	基礎課程1時間、専門1時間30分	座学	基礎581人、専門2025人	ケアプランに活かす住宅改修と福祉用具の知識	26の道立保健所にて研修を実施しているが、標準プログラムの中に住宅改修などに関する取り組みを実施している。(講師:日本福祉用具協会北海道支部委員など)	1
7 福島県	福島県保健福祉部生活福祉領域介護保険グループ	024-521-7746	平成15年度基礎研修	2時間	座学	252名	「福祉用具、住宅改修、通所リハ(個別リハビリ)等の有効利用に向けて」～自立支援をリハビリの視点から考える～ 自立支援における福祉用具と住宅改修の活用の実践と考え方	(講師:作業療法士)	1
12 千葉県	千葉県健康福祉部保険指導課介護保険教室人材育成班	043-223-2387	①平成13年度 ②平成15年度(予定)	①1時間30分 ②3時間	座学	①866名 ②200名	①住宅改修とケアプラン/②住宅改修について	(講師:NPO法人楽居の会、建築士)	3
13 東京都	東京都保険部介護保険課計画係(調整担当)	03-5320-4279	平成14年度	3時間	座学	522名	介護支援専門員に必須の住宅改修・福祉用具の知識(職制形式、選択カリキュラム)	(講師:建築士・大学教授)	3
15 新潟県	新潟県高齢福祉保健課介護専門員	025-285-5511(内線2528)	平成15年度	3時間	座学	180名	介護支援専門員研修 基礎研修課程I「ケアマネジメントに活かすリハビリテーションの視点」	(講師:理学療法士・介護支援専門員)	1
17 石川県	石川県介護支援専門員連絡協議会(県から委託)	076-224-1212					リハビリテーション講座の中で必ず説明している。		1
18 福井県	福井県福祉環境部高齢福祉課介護保険支援室	0776-20-0333	平成15年度	3時間	座学	100名	福祉用具、住宅改修	(講師:県介護実習・普及センター職員・介護福祉士)	1
20 長野県	長野県介護センター	0266-52-0777	平成13年度	2時間	座学	1,600名(6会場分)	「ケアプランにおける福祉用具、住宅改修の視点」(講義+事例紹介)	(講師:県理学療法士会、作業療法士会からの推薦)	1
22 静岡県	静岡県健康福祉部介護保険課	054-221-2317	平成15年度	6時間	座学	150名	福祉用具・住宅改修の基礎知識	(講師:建築士他)	1
26 京都府	京都府健康福祉部高齢化対策課介護保険室介護保険普及係	075-414-4579	平成13年度	1時間30分	座学	1,080名	福祉用具及び住宅改修の留意点	(講師:府理学療法士会所属の理学療法士)	3
27 大阪府	大阪府健康福祉部高齢介護室介護保険課介護支援グループ	06-6941-0351(内線4475)	平成15年度	3時間	座学	547名	効果的な住宅改修や福祉用具の活用事例と生活支援の視点(基礎・居宅コース3日目Bコース)	(講師:NPO法人福祉医療建築の連携による住居改善研究会・建築士)	1
28 兵庫県	兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所	078-221-9725	平成15年度基礎課程1	1時間15分	座学	約500名	サービスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」	記述式アンケートを実施(①講義を受けて講義が変わったこと②講義を受けてはじめて知ったこと)	1
29 奈良県	奈良県福祉部高齢福祉課介護保険課	0742-22-1101(内線2889)	平成15年度	2時間	座学	約200人	自立支援に向けた有効活用	(講師:作業療法士他)	1
31 鳥取県	鳥取県社会福祉協議会福祉人材センター	0857-59-6336	平成15年度	2時間×7回	座学	805名	福祉用具の活用、住宅改修の知識	基本的にビデオ視聴による研修で、講師がその内容の補足説明等を行っている。(講師:福祉人材センター職員)	1

都道府県	現任研修を担当する機関・部署の名称	電話番号	実施年度	時間数	形式	参加人数	テーマ	備考(現任研修の担当講師)	その他の住宅改修研修の有無(注)
32 島根県	島根県健康福祉部高齢者福祉課	0852-22-8520	平成15年度	1時間30分	座学	約150名	福祉用具・住宅改修の理解と活用(内容は住宅改修のみ)	(講師:県建築士会所属の建築士)	1
33 岡山県	岡山県健康福祉部長寿社会対策課、県地方振興局健康福祉部(県内5市所)	086-226-7324	平成14年度	4時間	座学	100名	住環境を取り入れたケアプラン	(講師:建築士・研究者)	3
34 広島県	広島県健康福祉部高齢者福祉課(社団)広島県シルバーサービス振興会	082-254-9699	平成13年度	5時間	座学	302名	住宅改修に関する基礎知識、住宅改修工事の基礎知識	(講師:理学療法士、社会福祉士)	1
37 香川県	香川県健康福祉部長寿社会対策課	087-832-3270	平成15年度	2時間30分	座学	240名	カーピスの活用と連携「福祉用具、住宅改修」	(講師:理学療法士・ケアマネジャー)	1
40 福岡県	福岡県健康福祉部介護保険課指定買成係	092-843-3322	平成14年度	2時間	座学	2,397名	リハビリテーションの視点に立った介護サービス計画(住宅改修の内容も一部に含まれる)	(講師:作業療法士)	1
41 佐賀県	佐賀県介護保険事業連合会(県から委託)	0952-36-9368	平成15年度	2時間	座学	100名	「福祉用具、住宅改修」について(業務経験1年未満の人を対象とした基礎1課程)	(講師:県理学療法士会所属の理学療法士)	1
43 熊本県	熊本県健康福祉部介護保険課(直営実施)②各地域振興局保健福祉課(10ヶ所)	096-387-2594	平成13年度、平成14年度、平成15年度	2時間～3時間	座学演習	各年度800名×3年＝2,400名	福祉用具・住宅改修について	県内11ヶ所の保健福祉県域で現任研修を実施しており、その県域で県介護実習・普及センターの「住宅改修研修」を受講したPT、OT等が現任研修の講師として指導している。(講師:理学療法士、作業療法士、建築士、介護支援専門員、各地域リハビリテーション支援センター、及び各居宅介護支援事業所等) (講師:建築士他)	1
44 大分県	大分県社会福祉部介護福祉センター②大分県高齢者福祉課	①097-552-6888 ②097-532-6106	平成13年度	12時間	座学	156人	特になし	(講師:県介護実習・普及センター職員)	1(住宅改修(リフォームヘルパー)等研修会)
45 宮崎県	宮崎県福祉保健部介護福祉課	0985-26-7063	平成15年度	1時間30分	座学	約350名	福祉用具と住宅改修	(講師:県介護実習・普及センター職員)	1
46 鹿児島県	鹿児島県医師会(県から委託)	099-254-8121	平成15年度/平成13年度	1時間30分/45分	座学	約200人	カーピスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」	(講師:在宅介護支援センター職員・リフォームヘルパー、県バリアフリー研究会会長・理学療法士)	1
49 仙台湾	仙台市健康福祉局保険高齢者部介護課	022-214-5225	平成14年度	2時間30分	座学	186名	「利用者にフィットした笑顔のみえる住宅改修とは」	宮城県で実施している現任研修とは別に、本市で研修会を実施、(講師:建築士)	1
55 大阪市	大阪市健康福祉局高齢者対策部介護課認定係②同上保険給付係	①06-6208-8029②06-6208-8059	毎年(H13開始)	3時間程度	座学	約600人	住宅改修、福祉用具の制度説明、活用例の紹介	(講師:NPO法人福祉・医療・建築の連携による住居改善研究会)	3
57 神戸市	(財)神戸在宅ケア研究所	078-743-8323	平成14年度	3時間	座学	第1回40名、第2回40名	福祉用具関連「福祉用具貸与・購入品目について、在宅における住環境と福祉用具の実際」住宅改修関連「介護保険住宅改修、神戸市住宅改修助成制度、住宅改修の実態」	(講師:神戸市福祉機器総合ホール専門相談員、神戸市介護保険課職員、神戸リハビリテーション病院作業療法士)	3

表4 住宅改修関連研修を行っている自治体(ケアマネジャー・現任研修以外の住宅改修をテーマとする研修)

NO	都道府県	研修部署の名称	電話番号	現任研修の住宅改修研修
1	北海道	(財)北海道長寿社会振興財団	011-281-0928	○
6	山形県	山形県介護学習センター	023-627-7431	なし
7	福島県	①福島県土木建築領域建築住宅企画グループ ②福島県介護実習・普及センター	①024-521-7519 ②0243-23-8306	○
10	群馬県	高齢者介護総合センター・明風園	027-289-4380	なし
15	新潟県	新潟県介護実習・普及センター(受託先 新潟県社会福祉協議会)	025-281-5525	○
16	富山県	富山県福祉カレッジ(高齢者住宅改修 在宅介護指導者研修、福祉用具・住宅改修研修)	076-432-6513	なし
17	石川県	土木建築住宅課	076-225-1777	△
18	福井県	①福井県介護実習・普及センター ②嶺南地域介護実習・普及センター	①0776-24-0086 ②0770-52-7832	○
19	山梨県	介護実習普及センター	055-254-8680	なし
20	長野県	長野県介護センター	0266-52-0777	○
22	静岡県	①静岡県民間在宅福祉サービス事業者協議会 ②静岡県介護実習・普及センター	①054-202-3432 ②054-273-7876	○
23	愛知県	財団法人シルバーサービス振興会	052-219-2071	なし
27	大阪府	大阪府立介護実習・普及センター	072-626-3381	○
28	兵庫県	①県立総合リハビリテーションセンター 家庭介護・リハビリ研修センター ②但馬長寿の郷	①078-927-2727(代表) ②0796-62-8456	○
29	奈良県	介護実習・普及センター	07443-2-8848	検討中
31	鳥取県	鳥取県社会福祉協議会介護実習普及センター	0857-59-6339	○
32	島根県	島根県介護研修センター	0852-32-5950	○
34	広島県	広島県介護実習普及センター	082-254-1166	○
36	徳島県	徳島県介護実習・普及センター	088-642-5113	△
37	香川県	香川県社会福祉総合センター	087-835-3152	○
38	愛媛県	①愛媛県高齢者総合相談センター(H3.5.6年のみ、市町村及び在宅介護支援センター職員向け) ②介護実習・普及センター	①089-926-0808 ②089-921-5140	○
40	福岡県	財団法人福岡県建築住宅センター(企画情報部企画情報課)	092-781-5169	○
41	佐賀県	佐賀県介護実習普及センター	0952-31-8655	○
43	熊本県	熊本県介護実習・普及センター	096-354-3091	○
44	大分県	①福祉保健部高齢者福祉課在宅福祉係 ②大分県介護実習・普及センター(大分県介護研修センター)	①097-536-1111(2689) ②097-552-6888	○
45	宮崎県	宮崎県介護実習・普及センター	0985-32-0160	○
46	鹿児島県	①鹿児島県土木住宅課 ②鹿児島県介護実習・普及センター(設置:県、管理運営:県社協)	①099-286-3740 ②099-221-6615	○
49	仙台市	仙台市介護研修センター	022-375-2004	○
51	さいたま市	高齢福祉課	048-829-1260	なし
52	横浜府	福祉局高齢在宅支援課	045-671-2405	なし
54	名古屋府	なごや福祉用具プラザ	052-851-0051	なし
58	広島市	社会局介護保険課	082-504-2363	なし
59	福岡市	①福岡市介護実習普及センター ②福岡市介護保険課	①092-731-8100 ②092-733-5452	○

参加人数の多さから考えると地域内の複数会場で行っている所が多いと思われる。

研修のテーマは、住宅改修および福祉用具が同時に扱われている場合が多い。住宅改修や福祉用具の知識を身につけると同時に、それらをケアプランにどのように取り入れるか、に焦点を当てている所もある。基礎課程、専門課程などレベル別に実施している所としては北海道があり、そのほか基礎課程（基礎知識）として行っている所が福島県、静岡県、大阪府、佐賀県などである。担当講師は、作業療法士、理学療法士、建築士、介護関連機関職員、研究者などであるが、知識を身につけるための研修か、あるいはケアプランの立て方を重視する研修か、といった研修目的により講師の選定も異なっていると思われる。講師の所属は様々で、地元の関連機関の職員等に依頼したり、全国的に活躍する専門家を招いたりしている。また地元の建築士会、作業療法士・理学療法士会やNPO等の組織に依頼している所もある。高齢者向けの住宅改修の工事をしたり、勉強会や普及活動を行っている民間主体のネットワークの有無を聞いたところ、9府県から紹介があり、NPOの活躍が目立っているが、これらの団体が講師役等も務めるようになっている。

4) その他の関連制度（表5、6）

住宅改修の質の向上につながる単独制度として、アドバイザーの派遣制度や、施工業者の登録・育成制度などがあるが、これらの制度の実施状況についても聞いた。その結果、アドバイザー制度が10県（および2政令市）、施工業者の登録・育成が3府県

（および3政令市、含予定）である。両方を行っているのは、石川県、鹿児島県であった。地域により取り組みに差がある。ケアマネジャーの育成と同時に、ケアマネジャーを支援するこれらの体制づくりも重要だと思われ、今後さらに詳細な調査を実施する予定である。なお、住宅改修関連の展示・体験コーナーについては22都道府県（および5政令市）から紹介があった。これらの状況については次章で報告する。

5. まとめ

都道府県および政令指定都市の住宅改修研修の実態および、住宅改修の質の向上に関連する制度の実態を把握した。取り組みの状況は自治体により様々で、ケアマネジャーの現任研修の中で住宅改修研修を行っている所は約7割、その他向けの研修では8割を超えるが、中には実施されていない所もある。またその内容は、多くが1時間半～3時間程度で、45分～12時間まで幅がある。大人数での座学が中心で、研修内容は福祉用具と住宅改修が同時に扱われていることが多い。担当講師は建築士、作業療法士、理学療法士、介護関連職員などである。今後、研修の内容についてさらに詳細な調査分析を進め、効果的な研修内容について明らかにする予定である。そのほかアドバイザーの派遣や施工業者の登録制度等が一部で行われている実態が把握されたが、自治体の担当者からは介護保険制度に関する様々な意見があげられている。全体的な住宅改修支援の仕組みのあり方を考慮しながら、ケアマネジャー向け研修について、今後も検討を重ねる予定である。

表5 高齢者向け住宅改修の質の向上につながる独自の制度の有無

	制度の種類	制度の名称(担当機関、部署)	開始時期	制度およびその他の内容
7 福島県	アドバイザー派遣	①福島県介護実習・普及センター福祉用具・住宅改修相談事業(高齢保健福祉グループ)	①平成15年2月1日(県建設住宅企画グループの事業施行にあわせて本格的に実施予定) ②平成16年4月予定	①市町村で対応できない複雑な内容の福祉用具の活用や住宅改修について、センターに登録する相談員を派遣して助言等を行う。 ②ケアマネジャー等から専門的な技術者派遣の要請を受けた場合、市町村は技術者の派遣を行い、適切な住宅改修が行われるように支援する。群馬県建設事務所協会の制度創設を指導したもの。指導、助言を受けたい県土木部住宅課が(社)群馬県建設事務所協会の制度創設を指導したもの。指導、助言を受けたい場合、協会に連絡すると、最寄りの建築士を紹介する。
10 群馬県	アドバイザー派遣	②高齢者等住宅改修アドバイザー等派遣事業(土木部建築領域建設住宅企画グループ)住宅アドバイザー制度	平成14年2月	平成12年度に、建築関係者とOT、PTを対象にアドバイザー養成を目的とした研修を行った。その後は、事業実施主体の区市町村で行うことになっている。
13 東京都	アドバイザー養成	(東京都福祉局高齢者部在宅サービス課高齢者住宅担当)		
16 富山県	アドバイザー派遣	①バリアフリーアドバイザー制度(県土木部建築住宅課)		①建築主が県に申し込めば、建築士会からバリアフリーアドバイザーが派遣され相談に応じるもの。無料で、住宅のほか飲食店、事務所などすべての建築物が対象。
	改修費助成	②富山県高齢者が住みよい住宅改修支援事業	平成7年	②高齢者が便所、浴室、老化、玄関、居室等を自立対応に改修する際に必要な経費を助成。
17 石川県	施工業者の研修・登録	住宅改修支援事業(県土木部建築住宅課)	平成15年4月	工務店向けの講習会及び審査を行ない、一定レベルに達した業者を登録業者とする制度。なお、登録業者や施主に対して、住宅改修に係る相談体制を整備している。(弁護士、建築士、大学教授など)
19 山梨県	その他	(介護実習普及センター)	平成15年9月～	福祉用具、住宅改修活用広域支援事業として実施
20 長野県	アドバイザー派遣	介護予防・地域支え合い事業の中の(住宅改修支援事業)(県高齢福祉課介護支援係)		各市町村での住宅改修アドバイザーの登録と相談
27 大阪府	施工業者の研修・登録	(大阪府建設都市部住宅まちづくり政策課まちづくり政策グループ)	平成11年度～	建築技術者を対象とした高齢・障害者向け住宅改修研修会 ①養成研修会(設計技術者、施工技術者) ②更新研修会(養成研修会修了者) 修了者は名簿登録し、市町村等に配布。名簿閲覧による相談やポータルサイト派遣による相談実施。
28 兵庫県	アドバイザー派遣	①共同住宅共用部のバリアフリー化に対するアドバイザー派遣 ほか	①平成15年7月1日～	①共同住宅の共用部について、段差の解消や手すりの設置の基準などバリアフリー化についてアドバイザーを行う。そのほか、県単独助成事業の住宅改修の市町補助の要件として、「住まいの改修相談員」の設置を義務づけている。
	改修費助成	②人生80年いきいき住宅助成事業(住宅改修・特別型)	平成7年～	②介護保険等の住宅改修支給額を上回る住宅改修を行う世帯に対し、高齢者等の身体状況に合った、委託先の改良相談員等の認める範囲の改修について助成を行う。(事業の実施主体は市町)
31 鳥取県	アドバイザー派遣	暮らしやすい住まいづくり事業(県福祉保健部長寿社会議)	平成15年度	県(委託先)が実施する専門研修を修了した者、PT、OT等をアドバイザー登録し、(当該名簿を市町村役場、福祉関係事業所等広く配布)、福祉用具、住宅改修に関する相談、アドバイザーを受けることの出発点体制を整備する。
40 福岡県	アドバイザー派遣	高齢者等住宅改修アドバイザー派遣制度(建設都市部住宅課計画係又は(財)福岡県建設住宅センター)		
44 大分県	その他(予定)		①平成14年度	福祉用具・住宅改修活用広域支援事業を今年度新規実施予定
46 鹿児島県	施工業者の研修・アドバイザー	①住宅バリアフリー促進事業(鹿児島県土木部住宅課) ②住宅相談会(鹿児島県介護実習・普及センター(設置・県、管理運営:県社協)) ③鹿児島シルバー110番(県から県社協へ委託)		①県内の工務店等を対象とした「住宅バリアフリー技術講習会」の中で、住宅改修の制度、あり方について説明 ②毎月第2日曜日に専門家(建築士、OT、PT)による住宅改修相談会を実施 ③第2、第4木曜日(午前)、建築士による相談対応
49 仙台市	施工業者の研修・登録	「住宅改修に関する研修会」及び「介護保険住宅改修事業者リストの作成」(担当:市介護保険課)	平成14年	住宅改修等施工業者を対象に、介護保険制度の概要及び介護保険制度における住宅改修制度等についての研修を実施。その研修を奨励し、かつ、住宅改修事業者リストに掲載を希望する事業者のリストを作成し、介護保険の住宅改修を希望している者や、ケアマネジャー等に配布している。
52 横浜市の	施工業者の研修・登録	(担当:福祉局高齢在宅支援課)	平成13年	住宅改修について受領委任払い制度を導入しているがそれについて事業所登録制度をとっておりその新規登録時に研修を行っている。
57 神戸市の	アドバイザー派遣	神戸すまいの安心支援センター「すまいるネット」		①すまいるについての相談・情報の受発信 ②住宅の性能評価と建築確認検査
58 広島県の	施工業者の研修・登録(予定)	(社会局介護保険課)	平成15年度中	市が実施する介護サービス提供事業者管理研修(住宅改修・福祉用具関連事業者及び福祉用具貸与事業者向け)受講した事業者をリスト化し、利用者に対し、区の窓口を通じ、紹介する。
59 福岡市の	アドバイザー派遣	(福岡市住宅改修相談センター)	平成5年7月	介護保険住宅改修の相談他、高齢者・障害者向け住宅改修等に関する相談

表6 各地で住宅改修に取り組む民間のネットワーク

NO	都道府県	住宅改修に取り組む民間のネットワーク	電話番号
1	北海道	KDケアネット(よりよい住まいの会)	0138-23-3006
12	千葉県	NPO法人菜居の会	047-445-7666
17	石川県	NPO法人バリアフリー総合研究所	076-239-3302
19	山梨県	山梨県作業療法士会 アシストバン事業(事務局(作業療法士会)甲州リハビリテーション)	055-262-3121
20	長野県	①長野県在宅福祉機器協議会リフォーム部会 ②NPO法人「ユニバーサルデザインながの」	①026-284-8240 ②026-237-1717
22	静岡県	特定非営利活動法人NPOユニバーサルデザインシステム	054-653-1012
27	大阪府	①NPO法人福祉医療建築の連携による住居改善研究会 ②NPO法人八尾すまいづくり研究会 ③NPO法人北大阪ユニバーサルデザイン推進協会	①06-6946-6161 ②06-6628-4700 ③06-6840-0325
46	鹿児島県	鹿児島県バリアフリー研究会	099-274-2238
49	仙台市	NPO法人職業集団 住改善	022-213-6531

表7 介護保険以降の住宅改修に関連した課題、感想など

項目	意見
給付上限額の設定	介護支援専門員が作成する住宅改修理由書がワンパターン化しており、限度額20万円を使い切る改修が目立っている。必要最小限の住宅改修となるような理由書とすべきではないか、という市町村の意見がある。 市町村で上乗せ補助を実施しているところもあるが、20万円での改修は難しく、上限をオーバーすることが多いと聞いている。
保険対象項目の判断	介護保険の対象になるかどうか、対象工事の範囲に明確な基準がないため、判断に迷うケースが多い(4)
工事業者の育成等	施工内容について、制度適用できるかどうかの質問に対する対応について、専門的な部分については時間がかかってしまうことが多い。 工事業者への介護保険住宅改修制度の周知 介護保険の住宅改修制度において、多くの事業者が参入することができるように、指定事業者制度及び受領委任払い制度は実施していない。このことから一部事業者による独占的な営業となることが懸念され、事業者による価格競争原理が働き、被保険者による事業者の選択の自由、拡大につなげられているものと考えている。住宅改修の施工業者によっては、住宅改修制度についての認知不足があり、申請時の添付書類不足、対象項目外工事が見受けられるため、制度の周知や広報の方策等について検討している。 住宅改修では悪質な業者に対する苦情やトラブルが後を立たない。他のサービスと異なり、事業者が指定制でないため、指定取消等の強行手段をとることもできず、行政の立場は非常に弱いと感じている。
ケアマネの育成等	高齢者の方の自立支援に役立つ住宅改修になるように、ケアマネジャー等が関わっていただくことが出来ると良いが、現状では難しいようだ。現在の状態に合わせた改修だけではなく、予測される状態も含めて考えて改修を行ってほしい。 自立支援に向けた住宅改修のアセスメントに関し、かわる人材の力量が低い。又、報酬に繋がらないため、自己学習にも消極的。
苦情処理	サービスの質、苦情について、指導・監督する那覇があいまいである。 消費者被害を含め、不正が多く、道正北が急務である。

**都道府県および政令指定都市の高齢者向け住宅改修関連制度・研修等
に関するアンケート調査**

2003.10 月

■ご回答いただく方のご所属とお名前をお書きください。

- ・ご所属 ()
- ・お名前 ()

問1. 介護支援専門員の現任研修について

①貴県(または都・道・府・市)で介護支援専門員の現任研修をなさっている機関・部署の名称と連絡先をお教え下さい。

名称		電話	
名称		電話	

②貴県(または都・道・府・市)の介護支援専門員の現任研修で、住宅改修に関する講義や演習等をなさったことはありますか。その概要はどのようなものですか。福祉用具をテーマとした研修であっても内容的に住宅改修が含まれているものであればそれも含めてご記入下さい。

<p>1.ある 2.検討中 3.ない 4.わからない 5.その他 ()</p> <p>▶ 「ある」または「検討中」と答えたかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施年度： ・時間数： ・形式(座学または演習)： ・参加人数： ・テーマ： ・テキストの有無： ・担当講師の職種、所属、氏名： ・その他：

問2. その他の住宅改修研修について

貴県(または都・道・府・市)には、一般向けあるいは専門職向けの住宅改修の研修をなさっている部署(障害福祉部局や建築部局を含む)・公的機関(介護実習・普及センターや高齢者総合相談センターなど)はありますか。あれば部署名(機関名)と連絡先をご記入下さい。なお、福祉用具をテーマとした研修であっても内容的に住宅改修も含まれているものであればそれも含めてお答え下さい。

<p>1.ある 2.検討中 3.ない 4.わからない 5.その他 ()</p>
--

▶ 「ある」または「検討中」と答えたかた(問1と同じ場合はその旨お書き下さい)

名称		電話	
名称		電話	

問3. 住宅改修関連の展示や体験コーナーについて

貴県(または都・道・府・市)には、住宅改修関連の展示や体験コーナーなど(福祉用具の展示を見るだけの施設は除きます)のある施設はありますか。施設名と連絡先をご記入下さい。

① 住宅改修関連の展示や体験コーナー等のある施設の有無

1.ある	2.検討中	3.ない	4.わからない	5.その他 ()
------	-------	------	---------	-----------



「ある」または「検討中」と答えたかた(問1、2と同じ場合はその旨お書き下さい)

名称		電話	
名称		電話	

② ①で「ある」と答えた方にうかがいます。住宅改修関連の展示や体験コーナーなどはどのように利用されていますか。

1.研修で利用している→(研修の対象者:)
2.訪問者が自由に見学・体験できる
3.わからない
4.その他 ()

問4. 貴自治体では、住宅改修のアドバイザー制度(リフォームヘルパーなど)や施工業者の研修・登録、関連職種ネットワーク化など、高齢者向け住宅改修の質の向上あるいは知識の普及につながる独自の制度をお持ちですか。

① 制度の有無(いくつでも○)

1.ない	2.アドバイザー制度がある	3.施工業者の研修や登録等の制度がある
4.検討中・その他 ()		

② 制度の名称・開始時期・内容

名称(担当部署):
開始時期:
内容:

問5. 高齢者向け住宅改修の工事を請け負ったり勉強会や普及活動等を行っている民間主体のネットワーク等が地元におありですか。もしもご存知でしたら名称と連絡先をお書き下さい。

名称		電話	
名称		電話	

問6. 公的介護保険創設以降の高齢者向け住宅改修に関連して、苦勞なさっている点、課題等、日ごろ感じておられることがございましたらお書き下さい。(個人的見解で結構ですので自由にご記入ください。)

ご協力誠にありがとうございました。

ケアマネジャー向け研修用実習設備の整備状況と活用実態

分担研究者 金沢 善智 弘前大学医学部助教授
分担研究者 橋本 美芽 東京都立保健科学大学助教授
分担研究者 菫輪 裕子 聖徳大学短期大学部専任講師
研究協力者 阪東美智子 国立保健医療科学院主任研究官

要旨 ケアマネジャーの住宅改修アセスメント能力に不足する技術の習得に向けて、体験型及び参加型学習が必要である。体験型学習の充実は、生活動作能力の理解に有効である。しかし、各自治体において体験型研修に活用が可能な設備を整備した施設は介護実習・普及センターの福祉用具展示場に限定されている。それ以上の設備は、少数の自治体が独自に動作シミュレーション機能を充実させた設備を別途用意しているに過ぎなかった。また、これらの設備がケアマネジャーを対象とした研修に活用された事例はほとんどないことが明らかになった。民間企業による体験型学習を想定した研修用シミュレーション設備の開発・供給は見当たらず、現状では、体験型研修の実施は、少数の研修施設を会場として採用した場合に限定されやすい状況である。

1. 研究目的

ケアマネジャーを対象とした従来の実務研修及び現任者研修の講義の学習目標は、生活課題の分析と、居宅サービス計画等を作成する作業概要の習得であった。座学のみで講義を受講する形式の研修では実践的技術の学習や応用力の習得にはおのずと限界がある。介護支援専門員養成の実務研修では講義内容がこのような理論と制度概要の習得を中心とする必要はあるが、実際にケアマネジャーとしての職務に従事する現任者を対象とした研修では、実務の質の向上を促すため、さらに具体的で実践的な技術の習得が求められるべきである。

ケアマネジャーの出身職種は多様であり、出身職種それぞれの専門性と特性を活かした生活支援が可能であることは、現在の介護保険制度の特徴である。しかし、多様な

知識と経験が求められるケアマネジャーとしての職務を全うするためには、各自の専門性だけでは不足しがちであり、さらにさまざまな生活障害に対するアセスメント能力が求められる。特に、居宅サービス計画作成作業において主たる作業となる生活場面ごとのアセスメントに関しては、ディマンズに対する適切な分析が十分に行われているとはいいいにくい状況である。

その結果として、本報告書第1章で明らかにされたとおり、住宅改修の妥当性に問題がある事例が出現している。ケアマネジャーのアセスメント能力の向上には、対象者のニーズと生活障害を把握するための実践的技術の習得が不可欠である。実践的技術の最も基本的な知識は、生活場面ごとの生活動作における障害特性や動作能力の理解である。たとえば、対象者の生活動作能

力の評価結果欄をみると、移動動作能力は「自立」「見守り」「一部介助」「全介助」などの表現で記載されるが、実際の移動は座位でくつろぐ場面から始まり、「立ち上がる」「立位保持」「歩行」などの動作が含まれる。実際には、対象者がこれらの動作のうちどの部分で介助を必要とするか、障害特性上どのような動作特性があるかについて記載することはまれである。また、ケアマネジャーが具体的な動作上の不具合を聞き取りだけで把握することは難しい。実際には、対象者の具体的な生活動作を把握して、動作上のどの部分に介助を必要とするかを基礎知識として習得することが不可欠である。

生活動作の具体的な習得は、座学による理論の習得よりも、体験型・参加型の学習が適することは明らかである。ケアマネジャーを対象とした研修では、体験型学習を取り入れることを検討するべきである。

しかし、実際に体験型学習を取り入れるためには、研修会場で体験に必要な設備や道具の確保が求められる。そこで、ケアマネジャー向け研修における体験型学習の可能性を探ることを目的として、現状における実習用設備・道具の整備状況と活用実態の現状把握と検討を行った。

2. 研究方法

(1) 自治体における住宅改修関連の展示や体験コーナーの整備状況把握

第4章で把握された、41自治体の回答を基に、住宅改修関連の展示や体験コーナーを備える施設を抽出し、施設の特徴、設備の用途、研修への利用状況などを抽出し、体験型学習の実施実態や実施に向けた設

備・道具の整備状況の把握を行った。また、体験型学習の実施施設へのヒアリングにより具体的な実施状況の把握を行った。

(2) 体験型学習用設備の供給実態把握

体験型学習を目的とした研修設備の普及に不可欠である民間企業による開発・供給状況の把握を行った。

3. 研究結果

(1) 自治体における住宅改修関連の展示や体験コーナーの整備状況

調査結果の概要を表1に示す。住宅改修関連の展示や体験コーナーを備えた施設としては、各自治体ともに介護実習・普及センターをあげている。

介護実習・普及センターは、「介護実習・普及センター運営事業の実施について」（平成4年4月22日厚生省老企第137号老人保健福祉部長通知）により、福祉機器展示と実習設備の整備が定められている。これに基づき、各介護実習・普及センターでは、福祉機器展示スペースと介護実習室を常設されているが、介護実習室は介護方法の習得を目的とした施設であり、実習設備の概要は、生活動作能力の著しく低下した（全介助を要する）要介護高齢者の介護方法を習得するための設備である。したがって、生活空間の展示や体験コーナーとしての活用を目的としたものではなく、一室に浴槽やベッドなどが整然と配置されている場合が多い。

これに対し、体験型学習で求められる設備は、要介護高齢者の生活動作を疑似体験し動作内容を習得するために、生活空間に福祉用具を設定して活用の適否を理解する等の学習に適する、一般住宅と類似の空間

表1 住宅改修関連の展示場や体験コーナーの整備状況

N O	都道府県 名	展示コーナーの名称	電話番号	利用方法 (注1)	研修で利用する際の対象者等
5	秋田県	秋田県長寿社会振興財団	018-829-2777	1,2	ヘルパーなど
7	福島県	福島県介護実習・普及センター	0243-23-8301	1,2	
10	群馬県	①高齢者介護総合センター-研風園 ②ぐんま住まいの相談センター	①027-269-4380 ②027-210-6634	2	
16	富山県	富山バリアフリーモデル住宅	076-444-3355(県建築住宅課)	3	
17	石川県	石川県リハビリテーションセンター内「ほっとあんしんの家」	076-266-2869	2	
18	福井県	①福井県介護実習・普及センター ②嶺南地域介護実習・普及センター	①0776-24-0086 ②0770-52-7832	1,2	介護支援専門員、在宅介護支援センター、福祉用具・住宅改修事業者
19	山梨県	介護実習普及センター	055-254-8680	1,2(土曜日が専門相談)	一般と専門の2コースあり
20	長野県	長野県介護センター	0266-52-0777	1,2	ケアマネージャー、改修施工業者等
22	静岡県	静岡県介護実習・普及センター	054-273-7876	2	
27	大阪府	大阪府立介護実習・普及センター	072-626-3381	1,2	在宅介護支援センター職員、OT、PT等
28	兵庫県	①県立総合リハビリテーションセンター-家庭介護・リハビリ研修センター-福祉用具展示 ②県立総合リハビリテーションセンター-福祉のまちづくり工学研究所(1F・2F)内	①078-927-2727(代) ②078-927-2727(代)	1,2	OT、PT、ST、MSW、NS、介護支援専門員等
29	奈良県	介護実習・普及センター	07443-2-8848	2	
31	鳥取県	鳥取県社会福祉協議会介護実習普及センター	0857-59-6339	2	
34	広島県	広島県介護実習普及センター	082-254-1166	1,2	市町村又は在宅介護支援センターから紹介された者
36	徳島県	徳島県介護実習・普及センター	088-642-5113	2	
37	香川県	香川県社会福祉総合センター	087-835-3152	2	
40	福岡県	生涯あんしん住宅(財団法人福岡建築住宅センター、県総合福祉センター内に設)	092-582-8061	2	
41	佐賀県	佐賀県介護実習普及センター-バリアフリーモデル住宅	0952-30-5903	1,2	一般、福祉関係相談・支援従事職員
43	熊本県	熊本県介護実習・普及センター	096-354-3091	1,2	福祉用具・住宅改修研修
44	大分県	大分県社会福祉介護研修センター	097-552-6888	1,2	一般県民から社会福祉施設職員まで
45	宮崎県	宮崎県介護実習・普及センター	0985-32-0160	2	
46	鹿児島県	鹿児島県介護実習・普及センター	099-221-6615	2	
52	横浜市	①中山福祉機器センター ②反町福祉機器センター ③泥亀福祉機器センター	①045-935-5489 ②045-317-5471 ③045-782-2988	2	
54	名古屋市	なごや福祉用具プラザ	052-851-0051	2	
55	大阪市	ATCエイジレスセンター	06-6615-5201	2	
57	神戸市	福祉機器総合ホール(しあわせの村内)	078-743-8320	2	
59	福岡市	福岡市介護実習普及センター	092-731-8100	1,2,4(注2)	居宅介護支援事業者、市民

(注1) 1 研修で利用 2 訪問者が自由に見学・体験 3 不明 4 その他 (注2) 同じフロアに設置している(福岡市住宅改修相談センター)の相談者に対する説明・指示としても活用

と設備が求められる。同様に、福祉機器の相談においても、対象者の生活環境に近い環境においての使い勝手や適合性を確認することが、相談者にとってより実情に即した相談となる。

そこで、体験コーナー等を試用した体験学習型の研修を実施している介護実習・普及センターでは、独自に一般住宅の生活空間に近い環境の体験コーナーや設備を設置している事例があることが明らかになった。各施設ともに独自に体験コーナーや体験設備を整備しており、その内容や規模はさまざまである。次に、代表的な事例をあげる。

①福祉用具展示場内に体験コーナーを設置した事例

A. 福岡市介護実習普及センター「福祉用具展示場」

この施設では、来場者が身体状況に適した住宅に整備するためのヒントを見つけることを目的に、福祉用具展示場内にトイレ、浴室、居室を備えたモデルルームを設けている（図1^註）。モデルルームは、高齢者や障害者の使用を想定して整備された「暮らしやすい住宅モデル」コーナーと、一般的な既存環境を住宅改修によって改善した「住宅改善モデル」コーナーで構成されている。「住宅改善モデル」コーナーでは、介護保険における住宅改修費支給対象程度の簡易な工事を中心に改善の工夫例が集められている。特に、浴室では3種類の改善例を展示しており、改善方法を比較検討できるような空間が整備されている。

実際にこのモデルルームを利用した研修が、居宅介護支援事業者と一般市民を対象に実施されているが、ケアマネジャーを対

象とした研修は実施されていない。

B. 兵庫県立総合リハビリテーションセンター、家庭介護・リハビリ研修センター「福祉用具展示ホール」

この施設では、福祉用具展示場全体を体験型の空間として位置づけ、できるだけ住宅の環境に近づけた環境内に福祉用具を配置し展示している。住宅への固定設置を基本とする昇降装置やリフト、入浴用福祉用具、排泄用福祉用具などを、実際の住宅の環境に近い環境で、試用体験しながら検討することができる（図2^註）。また、これらの展示空間の一角に、モデルルームを整備し、障害者・高齢者に使いやすい住環境を展示している。

この施設では、展示場を使用してケアマネジャーを含む多様な職種を対象とした専門的な研修が実施されている。

②敷地内に体験用の住宅を建設整備した事例

A. 石川県リハビリテーションセンター、バリアフリー体験住宅「ほっとあんしんの家」

石川県の介護実習・普及センターを兼ねるリハビリテーションセンターの敷地内に、附属施設としてバリアフリー体験住宅として障害者・高齢者の使用を想定して整備した住宅を建設している（図3^註）。この住宅の設置目的は、主として対象者が自身で体験しながら使いやすい福祉用具を選択したり、身体状況に適した環境を検討することである。2階部分には、多様な広さの空間を体験できるよう可動壁を設置したシミュレーションルームがあり、対象者の生活動作能力の評価を詳しく評価するための整備

が行われている。

この施設では、当初の計画に、体験型学習を想定した研修事業は想定されていなかったが、実際にはこの施設を使用した体験型の研修が行われている。

B. 兵庫県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり工学研究所「ウェルフェアテクノハウス神戸」

この施設は、通商産業省の助成を受けて、全国に15ヶ所建設されたバリアフリー住宅「ウェルフェアテクノハウス」のうちの1棟である。「ウェルフェアテクノハウス」は「先端在宅介護機器システム」の研究開発をすすめるための研究用施設として位置づけられている。障害者・高齢者の使用を想定してさまざまな福祉用具の活用に配慮されている。

この住宅の1階部分は、整備された住宅環境と福祉用具の展示、使用体験を想定した環境が整備され、2階部分は、研究開発を目的とした「仮想空間体験ゾーン」「高さ可変擬似浴室」などの設備があり、環境を調整しながら疑似体験が可能な環境に整備されている(図4^註)。実際に用途としては、対象者の試用体験と研究開発施設としてだけでなく、体験型学習の研修施設としてさまざまな専門職の研修に利用されている。なお、この施設は、前述の兵庫県立総合リハビリテーションセンター福祉用具展示ホールと同一敷地内に建設されており、研修では2つの施設が併用されている。

③簡易な体験学習用シミュレーション装置を開発した事例

A. 京都市介護実習・普及センター

この施設では、福祉用具展示場とは別に、

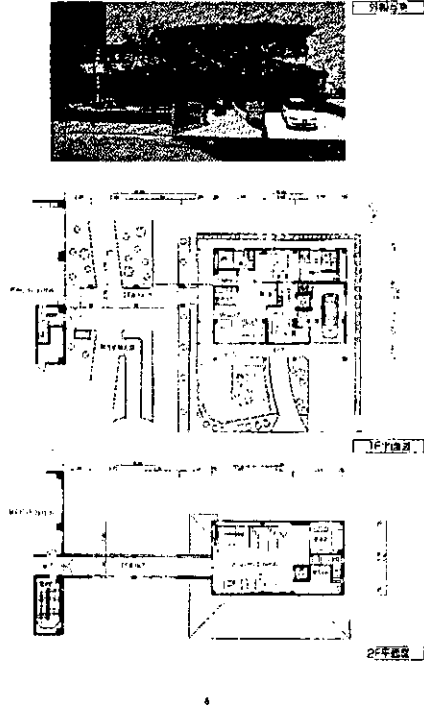
独自に発案した簡易なシミュレーション装置を開発している。この施設では、福祉用具展示場内の浴室スペースやトイレスペースは主として福祉用具の展示用として設定された環境であり、実際の住宅環境に即した環境ではないことから、新たに体験学習用のシミュレーション装置を開発したものである(図5^註)。

開発されたシミュレーション装置は、自由に試用体験が可能な展示コーナーとは異なり、必要に応じて組み立てる。実際には研修時に施設内の会場で組み立てて使用している。

シミュレーション装置は浴室用とトイレ用があり、可動式壁面の調整によって広さを変更する。また、浴室洗い場部分に台を重ねて浴槽設置高さの違いを設定することができる。簡易な装置であるため、壁面高さが低く、壁面に手すりの取り付けは困難である。主として、介護スペースの違いや移動用福祉用具を使用する場合を想定して、部屋の広さの違いによる入浴動作の容易性への影響を体験することを目的とした簡易装置である。

このように、体験コーナー等を試用した体験学習型の研修を実施している施設(主として介護実習・普及センター)では、一般住宅の生活空間に近い環境の体験コーナーや設備を設置していることが明らかになった。また、体験型学習用の住環境の設置方法にもさまざまな形態があることが把握された。

(2) 民間企業による体験型研修向け設備・道具の開発・供給状況



1. 1Fのフロアには、中央の廊下とバスルームに設けられたスライディングドア（移動式）を設けた。作業者が視覚障害による空間と物の認識が容易になる。

2. 廊下の視覚的区別を強調し、ベードから廊下への方向性（サイン）への視覚的区別を明確に示す。また、視覚的区別を明確にするために、ベードから廊下への方向性（サイン）への視覚的区別を明確に示す。

3. 廊下の視覚的区別を明確にするために、ベードから廊下への方向性（サイン）への視覚的区別を明確に示す。

4. 廊下の視覚的区別を明確にするために、ベードから廊下への方向性（サイン）への視覚的区別を明確に示す。



図3 石川県リハビリテーションセンター、バリアフリー体験住宅^注

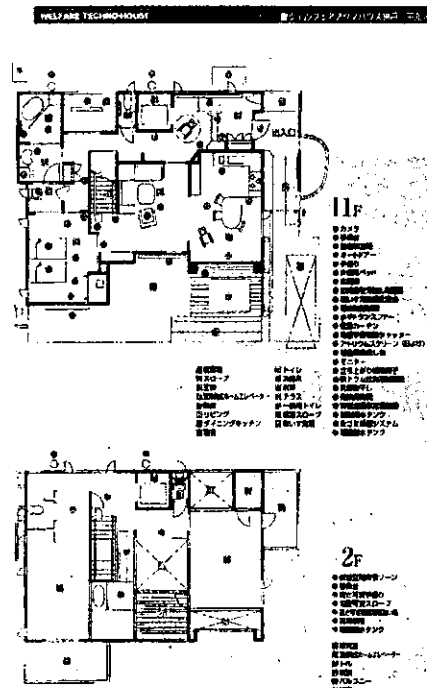


図4 ウェルフェアテクノハウス神戸^注